

|        |        |
|--------|--------|
| 計画策定年度 | 平成24年度 |
| 計画主体   | 雫石町    |

## 雫石町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 雫石町役場 農林課  
住 所 地 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1  
電 話 番 号 019-692-2111 (代)  
F A X 番 号 019-692-1311  
メールアドレス [nourin@town.shizukuishi.iwate.jp](mailto:nourin@town.shizukuishi.iwate.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |  |
|------|--|
| 対象鳥獣 | ツキノワグマ、ニホンジカ、カラス、タヌキ、ハクビシン、アオサギ、ゴイサギ、カワウ |
| 計画期間 | 平成25年度～平成27年度                            |
| 対象地域 | 岩手県雫石町                                   |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

| 鳥獣の種類         | 被害の状況                |               |
|---------------|----------------------|---------------|
|               | 品目                   | 被害数値          |
| ツキノワグマ        | 水稲                   | 1万円 0.06ha    |
|               | そば                   | 10万円 0.55ha   |
|               | スイートコーン              | 10万円 0.11ha   |
|               | みつば                  | 2万円 0.05ha    |
|               | りんご                  | 41万円 0.10ha   |
|               | 飼料作物（デントコーン）         | 670万円 9.00ha  |
|               | 濃厚飼料                 | 4万円 30袋       |
| ニホンジカ         | 水稲                   | —万円 0.15ha    |
|               | 飼料作物（牧草）             | 2万円 1.00ha    |
| タヌキ・ハクビシン     | 野菜等（いちご、トマト、スイートコーン） | 9万円 0.11ha    |
| カラス           | すいか、スイートコーン、りんご      | 24万円 6.20ha   |
|               |                      | 25万円 0.20ha   |
| アオサギ・ゴイサギ・カワウ | アユ・ヤマメ               | 60万円 200kg    |
|               | ギンザケ                 | 120万円 1,200kg |

(2) 被害の傾向

ツキノワグマは、山に食べ物が少なくなる6月頃から9月頃にかけて人里近くに現れ、牛舎の牛の飼料をはじめ、畑作では飼料作物（デントコーン）、スイートコーン、みつばの新芽や登熟期の稲やそばの実を食害する事例が多くみられる。

ニホンジカは、水稲圃場に侵入し生育期から収穫期まで食害する。特に生育中期における食害が著しいほか、牧草の2番草での食害が目立つ。

タヌキやハクビシンは、トマトやいちご、スイートコーンを食害するほか、納屋などに侵入し、糞尿による被害がある。

カラスは、雫石町全域において農作物への被害が確認され、特にスイートコーンや果樹

へおおきな被害を与える。

アオサギ・ゴイサギ・カワウは、河川に放流したヤマメやアユの稚魚を中心に食害する他、ギンザケの養魚施設においても、稚魚を食害している。

住民への被害調査によれば、いずれの鳥獣も山際を生息エリアとしており、夜間庭先を往来している報告を受けているほか、中心市街地にある農地でも、ツキノワグマの食害や足跡の報告があるため、町民等への人的被害が懸念される。

ハクビシンは1匹捕獲されているが、農作物の被害状況等から生息数はかなりの頭数になるものと思われる。

### (3) 被害の軽減目標

#### ○ツキノワグマ

| 指 標  | 現状値 (平成24年度) | 目標値 (平成27年度) |
|------|--------------|--------------|
| 被害金額 | 738万円        | 590万円        |
| 被害面積 | 9.97 ha      | 7.98 ha      |

#### ○ニホンジカ

| 指 標  | 現状値 (平成24年度) | 目標値 (平成27年度) |
|------|--------------|--------------|
| 被害金額 | 2万円          | 1.6万円        |
| 被害面積 | 1.15 ha      | 0.92 ha      |

#### ○タヌキ・ハクビシン

| 指 標  | 現状値 (平成24年度) | 目標値 (平成27年度) |
|------|--------------|--------------|
| 被害金額 | 9万円          | 7万円          |
| 被害面積 | 0.11 ha      | 0.09 ha      |

#### ○カラス

| 指 標  | 現状値 (平成24年度) | 目標値 (平成27年度) |
|------|--------------|--------------|
| 被害金額 | 49万円         | 39万円         |
| 被害面積 | 6.4 ha       | 5.1 ha       |

#### ○アオサギ・ゴイサギ・カワウ

| 指 標  | 現状値 (平成24年度) | 目標値 (平成27年度) |
|------|--------------|--------------|
| 被害金額 | 180万円        | 144万円        |
| 被害量  | 1,400 kg     | 1,120 kg     |

※各対象鳥獣とも現状値よりおおむね20%減を目標値とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|                 | 従来講じてきた被害防止対策   | 課 題   |
|-----------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雫石町有害鳥獣駆除対策協議会に有害鳥獣の捕獲を委託し、状況に応じて追払いや現地パトロールを実施している。</li> <li>・ツキノワグマとニホンジカについては、わな及び銃器による捕獲を実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雫石町有害鳥獣駆除対策協議会の主体である猟友会構成員の高齢化が進んでおり、猟友会員の確保が急務となっている。</li> <li>・行政、住民、関係団体が一体となった効果的な有害捕獲対策が必要である。</li> </ul>                      |
| 防護柵の設置等に関する取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵については、農家個々による設置が行われている。</li> <li>・広報紙面等によりツキノワグマ被害防止のための対策等の啓発を行っている。</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家自らが積極的に被害対策に取り組む必要がある。</li> <li>・複数の農業者や農家組合等、地域で被害対策の取り組みが必要である。</li> <li>・音、光等による威嚇も効果がなくなってきており、新たな防護対策の取り組みが必要である。</li> </ul> |

(5) 今後の取組方針

山際の被害が多いことから、定期的な刈払い等による緩衝帯の整備を行う。

捕獲機材や音、光、忌避剤等による追払い措置の効果の検証や導入の検討を行い、安全で効果的なわな等の活用を図る。

農家や自治会、農家組合等と連携を強め、地域で農作物被害を防止するための防護対策及び技術指導等の連携を強め対策を講じていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については雫石町猟友会員で構成される雫石町有害鳥獣駆除対策協議会に委託している。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度               | 対象鳥獣   | 取 組 内 容   |
|-------------------|--|---|
| 平成25年度～<br>平成27年度 | ツキノワグマ<br>ニホンジカ<br>タヌキ・ハクビシン<br>カラス<br>アオサギ・ゴイサギ・<br>カワウ | 捕獲については、各年度とも対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器等の捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方  |
|--|
| <p>ツキノワグマについては、町としての捕獲頭数目標は設定しないが、県ツキノワグマ保護管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。ツキノワグマの個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ被害防止対策（注意喚起、誘引物の除去、防御や追払い等）を講じた上で、効果が得られない場合は、必要最小限の捕獲を行なうこととする。</p> <p>ニホンジカについては、効果的な捕獲方法を検討すると同時に被害の状況に応じた捕獲数を計画する。</p> <p>タヌキ・ハクビシンについては、被害状況に応じた捕獲数を計画する。</p> <p>カラスについては、被害が広範囲にわたって見られることから可能な限りの捕獲を目標とする。</p> <p>ゴイサギ・アオサギ・カワウについては、可能な限りの捕獲を目標とする。</p> |

| 対象鳥獣              | 捕 獲 計 画 数 等 |        |        |
|-------------------|-------------|--------|--------|
|                   | 平成25年度      | 平成26年度 | 平成27年度 |
| ツキノワグマ            | ※ 頭         | ※ 頭    | ※ 頭    |
| ニホンジカ             | 10頭         | 10頭    | 10頭    |
| タヌキ・ハクビシン         | 20頭         | 20頭    | 20頭    |
| カラス               | 100羽        | 100羽   | 100羽   |
| アオサギ・ゴイサギ・<br>カワウ | 10羽         | 10羽    | 10羽    |

※ ツキノワグマについては、被害防止対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合に捕獲する。

| 捕獲等の取組内容           |                     |
|--------------------|---------------------|
| *ツキノワグマ            | わなによる捕獲（6月～10月）     |
| *ニホンジカ             | わな及び銃器による捕獲（4月～3月）  |
| *タヌキ・ハクビシン         | わなによる捕獲（5月～11月）     |
| *カラス               | わな及び銃器による捕獲（5月～10月） |
| *アオサギ・ゴイサギ<br>・カワウ | 銃器による捕獲（4月～10月）     |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 雫石町  | アオサギ |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣   | 整備内容               |                    |                    |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
|        | 平成25年度             | 平成26年度             | 平成27年度             |
| ツキノワグマ | *防護柵の設置<br>2,000 m | *防護柵の設置<br>2,000 m | *防護柵の設置<br>2,000 m |
| ニホンジカ  | *防護柵の設置<br>2,000 m | *防護柵の設置<br>2,000 m | *防護柵の設置<br>2,000 m |

(2) その他被害防止に関する取組

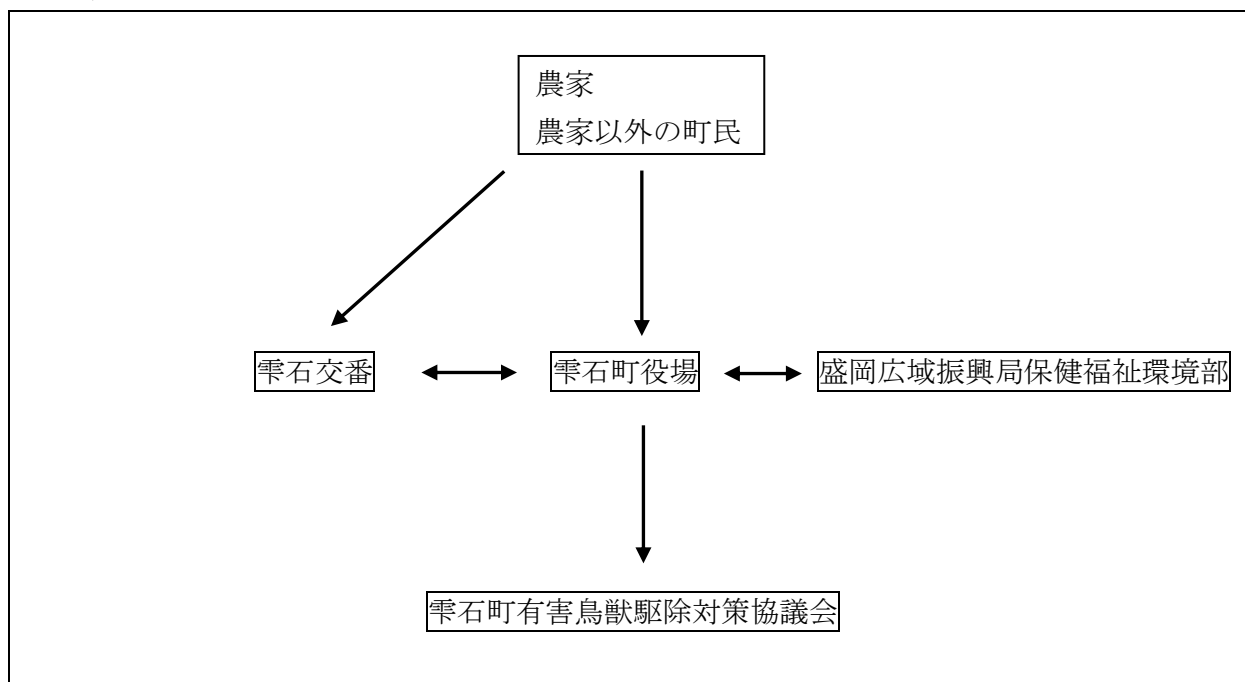
| 年度                    | 対象鳥獣            | 取組内容   |
|-----------------------|-----------------|--|
| 平成25年度<br>～<br>平成27年度 | ツキノワグマ<br>ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況及び行動域に関する調査の実施</li> <li>・雫石町猟友会による巻狩りの実施</li> <li>・農作物収穫残渣等の除去や花火等の導入による被害未然防止など自衛対策の強化</li> <li>・被害防止のための研修会や講習会の開催による被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信</li> <li>・農業者、集落が実施する鳥獣被害防止対策への支援</li> <li>・定期的な刈払い等による緩衝帯の整備</li> </ul> |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の役割             | 役 割                 |
|----------------------|---------------------|
| 盛岡広域振興局保健福祉環境部       | 有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言    |
| 盛岡広域振興局農政部           | 農作物鳥獣被害防止の指導、助言     |
| 盛岡西警察署雫石交番           | 住民の生命、身体、又は財産の保全    |
| 雫石町                  | 全体総括                |
| 新岩手農業協同組合            | 農業分野における取りまとめ及び意見提言 |
| 岩手中央森林組合             | 林業分野における取りまとめ及び意見提言 |
| 雫石川漁業協同組合            | 漁業分野における取りまとめ及び意見提言 |
| 新岩手農業協同組合雫石地区農家組合協議会 | 被害状況報告              |
| 鳥獣保護員                | 野生動物保護視点における意見提言    |
| 雫石町有害鳥獣駆除対策協議会       | 有害捕獲活動等に関する取組及び意見提言 |
| 雫石町猟友会               | 有害捕獲活動等に関する取組及び意見提言 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称                       | 雫石町鳥獣被害防止対策協議会（平成25年3月設立予定）                    |
|------------------------------|--|
| 構成機関の名称                      | 役割   |
| 雫石町                          | 総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び事業運営を行う。               |
| 盛岡広域振興局農政部農業振興課              | 有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。                    |
| 盛岡農業改良普及センター                 | 有害鳥獣被害対策情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。                  |
| 盛岡広域振興局保健福祉環境部<br>県央保健所環境衛生課 | 有害鳥獣捕獲等の許可に関する情報提供、個体調整指導、助言を行う。               |
| 新岩手農業協同組合<br>南部営農経済センター      | 農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。 |
| 岩手中央森林組合                     | 林業被害の状況等や有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う。               |
| 雫石川漁業協同組合                    | 漁業被害の状況等や有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う。               |
| 新岩手農業協同組合<br>雫石地区農家組合協議会     | 農作物被害状況等の情報収集や、地区及び地域住民の協力体制の構築を行う。            |
| 雫石町猟友会                       | 有害鳥獣の捕獲に係る情報や、生息状況等に関する情報の提供を行う。               |
| 鳥獣保護員                        | 野生動物保護の視点から有害鳥獣の捕獲における意見や情報の提供を行う。             |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------|----|
| なし      |    |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|                                    |
|------------------------------------|
| 設置する。（平成25年度予定。 構成：雫石町職員、雫石町猟友会会員） |
|------------------------------------|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|    |
|----|
| なし |
|----|



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカ、ツキノワグマについては、食肉として利活用を検討する。カラス、ハクビシン等食肉利用に適さない個体については、埋設処分の身体的負担や環境負荷を軽減するために、ごみ焼却施設での処理を行う。

## 8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

### ○狩猟者の育成

現在、雫石町猟友会の構成員は19名で、ほとんどが60歳以上となっており、20代、30代の狩猟免許の取得者は皆無となっている。

今後は、狩猟方法等の技術を伝え守っていくため、後継者の育成が急務となっていることから、一般農家や農業関係団体等から有志を募り育成を進める。

### ○営農指導の推進

鳥獣被害を受けずに、農家が農林産作物の収穫という目的が達成される必要がある。そのために農業関係団体等との連携を密にし、鳥獣被害対策も同時に指導しながら、営農指導を進める。